

監査法人の入会・定款変更・退会等に関する届出について

日本公認会計士協会

1. 届出が必要な場合

監査法人（または監査法人を設立しようとする者）は、次の場合に、協会に申請または届出をしなければなりません。

- ① 監査法人の名称の審査を受けるとき（設立・名称変更・合併の前）
- ② 設立が完了したとき
- ③ 定款変更があったとき
- ④ 定款変更を伴わない事実の変更（社員資格変更、事務所移転等）があったとき
- ⑤ 合併したとき
- ⑥ 解散し、協会を退会するとき
- ⑦ 清算終了したとき

2. 届出の方法

届出は郵送もしくは窓口へ直接提出となります。郵送の場合は次の宛先まで送付してください。また、窓口については平日9:00～12:00、13:00～17:00の受付となります。

【提出先】

〒102-8264
東京都千代田区九段南4丁目4番1号
日本公認会計士協会 総務本部 会員登録グループ
E-mail : kaiin@jicpa.or.jp
電話 : 03-3515-1122（平日9:00～12:00、13:00～17:00）

3. 各種届出について

①監査法人の使用名称を決めるとき（設立・名称変更・合併の前）

監査法人の設立、名称変更及び合併（現在の法人の名称と異なる名称を使用したいとき）に際しては、使用名称について、あらかじめ協会に問い合わせを行わなければなりません。（監査法人の名称に関する細則第6条）

「監査法人の名称に関する細則」を参照のうえ候補を決定し、名称の照会を行ってください。なお、審査は、月1回以上開催される登録審査会にて行われ、結果は文書で通知されます。

【提出書類】

- ・ 監査法人の名称について（照会）

②監査法人の設立が完了したとき

監査法人設立の登記が完了し、公認会計士法（以下「法」といいます）第 34 条の 9 の 2 に基づく成立の届出を金融庁長官へ行った後には、遅滞なく入会届出書を協会に提出することとされています。（監査法人の届出に関する細則（以下「細則」といいます）第 2 条第 1 項）

なお、社員となった方は、当該個人の公認会計士変更登録申請書の提出も必須となります。

また、監査法人の入会にあたっては、個人の会員と同様に入会時に入会金 4 万円と施設負担金 5 万円が必要であり、毎月の会費も発生します。

【提出書類】

- ・ 入会届出書
- ・ 入会金・施設負担金の振込明細書のコピー
- ・ 履歴事項全部証明書（コピー可）
- ・ 金融庁長官に届出を行った際に提出した書類一式すべての写し
※財務局（又は金融庁）の受領印の入ったもの。関東財務局の場合には受領日の入ったメモのコピーを添付
- ・ 有限責任監査法人を設立した場合には、金融庁発行の「有限責任監査法人の登録について（通知）」の写し

【入会金及び施設負担金振込先】（手数料は監査法人で負担）

銀行名：三菱 UFJ 銀行
支店名：市ヶ谷支店
口座種別：普通
口座番号：0098177
口座名義：ニホンコウニンカイケイシキョウカイ

③定款の変更があったとき

監査法人は、定款の変更があった場合、法第 34 条の 10 に基づき金融庁長官に定款変更の届出をすることとなっています。そして、当該届出を行った後には、遅滞なく定款変更届出書を協会に提出することとされています。（会則第 24 条第 3 項）

社員の加入や脱退、監査法人の所在地移転等によって公認会計士登録事項等に変更が生じる場合は、当該個人の公認会計士変更登録申請書等の提出も必須となります。

【提出書類】

- ・ 定款変更届出書

- ・金融庁長官に届出を行った際に提出した書類一式すべての写し
※財務局（又は金融庁）の受領印の入ったもの。関東財務局の場合には受領日の入ったメモのコピー添付
- ・社員の加入、脱退、監査法人の所在地移転等、登記事項の変更も伴う場合は、履歴事項全部証明書（コピー可）
- ・有限責任監査法人へ移行した場合には金融庁発行の「有限責任監査法人の登録について（通知）」の写し

④定款変更を伴わない事項につき変更があったとき

定款の変更を伴わない社員資格の変更や事務所の移転及び電話番号の変更については以下の書類をもってお知らせください。（会則第 24 条第 1 項）

なお、監査法人の所在地移転等によって公認会計士登録事項等に変更が生じる場合は、当該個人の公認会計士変更登録申請書等の提出も必須となります。

【提出書類】

- ・監査法人変更届出書
- ・登記事項の変更も伴う場合は、履歴事項全部証明書（コピー可）

⑤監査法人が合併したとき

監査法人は、合併した場合、法第 34 条の 19 第 3 項に基づき合併の届出をすることとなり、当該届出を行った後には、遅滞なく合併届出書を協会に提出することとされていますが（細則第 10 条第 1 項）、合併のケースにより協会への届出内容は異なりますので、合併前に会員登録グループ（kaiin@jicpa.or.jp）にお問い合わせください。

合併の結果、公認会計士登録事項等に変更が生じる場合は、当該個人の公認会計士変更登録申請書等の提出も必須となります。

また、合併後の監査法人の名称が現在の法人の名称と異なるものを使用するものであるときは、1. の名称照会の手続が事前に必要ですのでご注意ください。

【提出書類】

- ・合併届出書
- ・金融庁長官に届出を行った際に提出した書類一式すべての写し
※財務局（又は金融庁）の受領印の入ったもの。関東財務局の場合には受領日の入ったメモのコピーを添付
- ・合併後の法人の履歴事項全部証明書（コピー可）

⑥監査法人が解散したとき

監査法人は、解散した場合、法第 34 条の 18 第 3 項に基づき金融庁長官に解散の届出をしなければなりません。当該届出を行った後、遅滞なく退会届出書を協会に提出しなければなりません。(細則第 11 条第 1 項)

なお、所属している公認会計士・準会員の公認会計士登録事項や準会員登録事項に変更が生じますので、当該個人の公認会計士変更登録申請書等の提出も必須となります。

【提出書類】

- ・退会届出書
- ・履歴事項全部証明書 (コピー可)
- ・金融庁長官に届出を行った際に提出した書類一式すべての写し
※財務局 (又は金融庁) の受領印の入ったもの。関東財務局の場合には受領日の入ったメモのコピーを添付

⑦解散後、清算が終了したとき

法人解散後、清算が終了したときには、清算人は法第 34 条の 21 の 4 に基づき金融庁長官にその旨の届出をしなければなりません。

また、当該届出提出後遅滞なく、清算終了の届出を協会に提出しなければなりません。(細則第 11 条第 3 項)

【提出書類】

- ・清算終了届出書
- ・履歴事項全部証明書 (コピー可)

以 上